

平成二十六年十月十日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質一八七第九号

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員山田宏君提出米国による広島・長崎両都市への原爆投下に対する日本政府の見解に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山田宏君提出米国による広島・長崎両都市への原爆投下に対する日本政府の見解に関する
質問に対する答弁書

一について

御指摘の通知については承知している。政府としては、人類に多大な惨禍をもたらし得る核兵器が将来二度と使用されるようなことがないよう、核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指して、現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことが重要であると考える。

二、四及び六について

御指摘の裁判の判決文に、被告である国の答弁の一部として、二で御指摘の引用文が含まれていることは承知している。政府としては、広島及び長崎に対する原子爆弾の投下は、極めて広い範囲にその害が及ぶ人道に極めて遺憾な事態を生じさせたものと認識している。また、政府としては、かねてから明らかにしてきたとおり、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力の故に、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考えている。

三について

御指摘の判決については承知している。

五について

御指摘の報道は不正な方法によつて公開された米国外交文書とされる文書に関するものと承知しており、当該文書について、政府としてコメントも確認も行わない。